

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
野菜ふりかけ，非常用糧食用		G Q - N 1 7 0 1 0 1 C	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和 元年 1 0 月 3 0 日
		変 更	令和 7 年 2 月 4 日
		作成部隊等名	補給統制本部 需品部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する非常用糧食の構成品の野菜ふりかけ，非常用糧食用について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 による。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は，“野菜ふりかけ”とする。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G Q - N 1 7 0 0 5 3 非常用糧食通則，0 1 改

b) 法令等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）

計量法（平成4年法律第51号）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成7年法律第112号）

食品表示法（平成25年法律第70号）

2 製品に関する要求

2.1 全般

この製品は，“食品衛生法”，“日本農林規格等に関する法律”及び関係規則に基づき製造したものでなければならない。

2.2 材料

材料は，表1による。

2.3 配合

配合は，表2を標準とする。

2.4 充填

表2を標準として配合し，かくはん後，充填する。

表1－材料

区分	規定又は基準
調味玉（緑）	塩味，旨味及び甘味を呈する緑色の調味か（顆）粒
おかか調味玉	鰹の風味を呈する茶色の調味か（顆）粒
わかめ	湯通しした塩蔵わかめを乾燥させたフレーク
野菜フレーク	野菜のペーストを練り込んだ薄片状のオレンジ色のフレーク
フレーク（赤）	薄片状の赤色のフレーク
フレーク（黄）	薄片状の黄色のフレーク
フレーク（緑）	薄片状の緑色のフレーク
カルシウム調味玉	ほたて貝殻カルシウムを主原料とする黄色のか（顆）粒
海苔	焼海苔特有の風味と色艶をもつ板海苔を刻んだもの

表2－配合

単位 %	
材料	割合
調味玉（緑）	40.8
おかか調味玉	40.8
わかめ	4.6
野菜フレーク	2.7
フレーク（赤）	2.7
フレーク（黄）	2.7
フレーク（緑）	2.7
カルシウム調味玉	2.3
海苔	0.7

2.5 内容量

内容量は，4.2 g 以上とする。

2.6 品質

2.6.1 品位

品位は，配合状態，色沢及び香味が良好で異味異臭がなく，きょう雑物などの混入を認めない。

2.6.2 容器

容器は，次による。

- 形状** 形状は，袋状容器とし，細部は，製造者の仕様による。
- 材料・構造** 材料及び構造は，ポリエステル（12 μm ），アルミニウムはく（7 μm ）及びポリエチレン（40 μm ）を主材とし，細部は，製造者の仕様による。
- 厚さ** 厚さは，67 $\mu\text{m} \pm 7 \mu\text{m}$ とする。
- 寸法** 寸法は，幅90 mm以下×長さ110 mm以下とする。
- ノッチ** ノッチはI形とし，上部又は下部を標準とし，サイドで機能を発揮する位置とする。
- 堅ろう性** 堅ろう性は，GQ-N170053の2.3による。

2.7 外観

外観は，きず，汚れなどの有害な欠点がなく，密封が完全で仕上がりが良好でなければならない。

2.8 製品の表示

2.8.1 全般

製品の表示は，“食品表示法”及び“計量法”の規定に基づく。

2.8.2 表示方法

表示方法は，GQ-N170053の2.7.1による。

2.8.3 表示項目

表示項目は，製品の呼び方，名称（契約の相手方が定める名称），原材料名（添加物に含まれる特定原材料などを含む。また，質量の割合が最も高いものについては原産地を記載する。），添加物（原材料名の欄の後ろに，“／”で区切り添加物を記載してもよい。），内容量，賞味期限，保存方法，製造者又は販売者，製造所（製造者又は販売者と同一の場合は，省略してもよい。）及び栄養成分表示とする。

2.8.4 表示要領

表示要領は，製造者の仕様による。

2.8.5 ロット番号

ロット番号は，適宜の位置に表示してもよい。

2.8.6 容器包装識別表示

容器包装識別表示は，“容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律”に基づく識別表示を適宜の位置に表示する。

3 品質保証

品質保証は，GQ-N170053の箇条3による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5 その他の指示

5.1 承認用見本など

契約の相手方は，製造に先立ち，表3に示す承認用見本などを契約担当官等に提出し，外観及び製品の表示について承認を受けなければならない。ただし，調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約の相手方が同一年度に同一品目の契約実績があり，同一製造体制で製造する場合は，省略してもよい。

表3－承認用見本など

種類		数量	規定
承認用見本	容器	1	2.6.2による。
提出書類	包装材料証明	4	
	材料証明	4	2.2による。
	製造工程表	4	2.3及び2.4による。

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，GLT-CG-Z000001の8.3による。